

旭川市報道依頼

各報道機関様

発表日	令和2年5月8日
発信課	都市計画課
担当者	石川 貴康
連絡先	電話 0166-25-9851
	FAX 0166-27-3466
	E-mail tosi_kei@city.asahikawa.lg.jp

分類	<input type="checkbox"/> イベント・行事 <input type="checkbox"/> 募集 <input type="checkbox"/> 契約・入札 <input type="checkbox"/> 会議・説明会 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (該当する分類を囲むこと。)
日程	
発表項目 (行事名)	旭川市公共交通事業者等緊急支援金を交付します
概要 (趣旨・日時・場所・内容等を記入すること。)	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う市内各種施設の休業や外出自粛の要請により、利用者の減少など大きな影響を受けている交通事業者等に対し、事業の継続に向けた支援を目的とした「旭川市公共交通事業者等緊急支援金」を交付します。</p> <p>○支援対象者 令和2年2月29日現在、旭川市内に本店（個人事業者は住所）及び営業所（道路運送法に基づく事業計画で定める営業所）を置く路線バス、貸切バス、法人及び個人タクシー事業者で、今後も事業を継続する意思がある者</p> <p>○支援額 (1) 法人（上限200万円） 基本額30万円+令和2年2月29日現在で各事業者が市内の営業所に配置する事業用車両1台につき1万円 (2) 個人タクシー 基本額10万円</p> <p>○申請方法 都市計画課支援金担当宛てに郵送</p> <p>○申請受付期間 令和2年5月11日（月）～6月30日（火）必着</p>
添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> · 無チラシ (有・無のいずれかを囲むこと。) ※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。
報道（取材）に当たってのお願い	
備考	

旭川市公共交通事業者等緊急支援金のご案内

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う市内各種施設の休業や外出自粓の要請により、利用者の減少など大きな影響を受けている交通事業者に対して事業の継続に向けた支援を行います。

2 支援対象者

令和2年2月29日現在、旭川市内に本店（個人事業者は住所）及び営業所（道路運送法に基づく事業計画で定める営業所）を置く路線バス、貸切バス、法人及び個人タクシー事業者で、今後も事業を継続する意思がある者

- ア 一般乗合旅客自動車運送事業者（路線バス）
 - イ 一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス）
 - ウ 一般乗用旅客自動車運送事業者（法人及び個人タクシー）（福祉輸送事業限定事業者は除く。）
- ※ただし、暴力団等に関与がないことが要件となります。

3 支援額 【1事業者当たり上限 200万円】

支援対象者	支 給 額
法人事業者 路線バス 貸切バス 法人タクシー	基本額 30万円 加算額 令和2年2月29日現在で各事業者が市内の営業所に配置する事業用車両※1台につき1万円
個人事業者 (個人タクシー)	基本額 10万円

※寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車を除く

4 申請手続

(1) 申請書類

① 旭川市公共交通事業者等緊急支援金交付申請書（様式第1号）

詳しくは「記載例」をご覧ください。

※手書きの場合は、全てペン又はボールペンで記載してください。（消えるボールペンは使用不可。）

② 事業の許可を示す事業許可証の写し

複数の事業許可を受けている場合は、それぞれの事業許可証の写しを提出してください。

③ 誓約書兼同意書

申請書同様に記名、押印してください。

④ （個人事業者のみ）支援金の振込先の通帳等の写し

口座名義人、金融機関名、金融機関の店名、預金の種類及び口座番号が確認できるものを提出してください。

※申請に必要な書類は市HPにてダウンロードできます。

(2) 申請受付期間

令和2年5月11日（月）～令和2年6月30日（火）【必着】

(3) 申請方法

感染症拡大防止のため、郵送とします。未着を防ぐため、配達履歴が確認できる方法（簡易書留等）をおすすめします。

＜宛先＞〒070-8525 旭川市6条通10丁目 第三庁舎3階

旭川市 地域振興部 都市計画課 支援金担当 宛

※送料は申請者側でのご負担をお願いします。

※裏面に差出人の住所及び氏名を記載してください。

5 Q&A

Q. 支援金の使途に制限はありますか？

A. ありません。

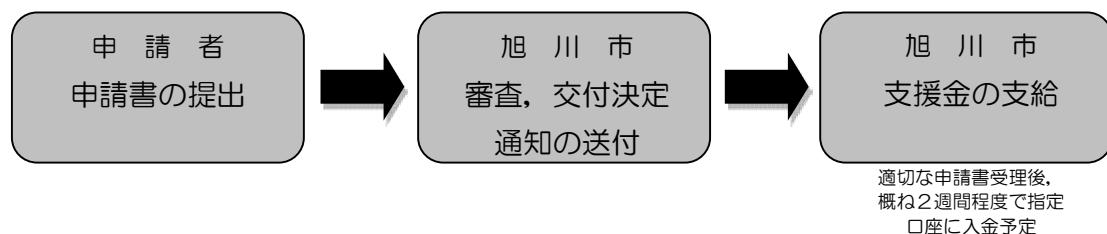
Q. 支援金は課税対象になりますか？

A. 支援金は、税務上は益金（個人事業者の場合は総収入金額）に算入されるのですが、損金（個人事業者の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じないこととなります。

所得税や法人税に関して不明な点などありましたら、所轄の税務署までお問い合わせください。

Q. 申請の流れを教えてください。

A.



【問い合わせ先】

旭川市地域振興部都市計画課

電話 0166-25-9851 （平日 午前8時45分～午後5時15分）

FAX 0166-27-3466

メール tosi_kei@city.asahikawa.hokkaido.jp

記載例(法人)

様式第1号

令和2年 5月 日

申請日を記入

(宛先) 旭川市長

住 所 (所在地) 旭川市〇〇1-1
 氏 名 (代表者名) ○×交通株式会社
 代表取締役 旭川 太郎

法人の場合、代表者印を押印

印

旭川市公共交通事業者等緊急支援金交付申請書

旭川市公共交通事業者等緊急支援金交付要綱第4条に基づき、関係書類

旭川運輸支局へ届出されている台数を記入してください。
複数の事業許可を得ている事業者はそれぞれの台数を記入してください。

1 支援金申請内容

所有するバス又はタクシー車両台数 (令和2年2月29日現在)	道路運送法上の区分			台数 合計 25台…① 550,000円 (200万円を超える場合、200万円)	
	ア 一般乗合旅客自動車運送事業 (路線バス)				
	イ 一般貸切旅客自動車運送事業 (貸切バス)				
	ウ 一般乗用旅客自動車運送事業 (タクシー)				
	合 計		25台…① 550,000円 (200万円を超える場合、200万円)		
支援金申請額 (法人又は個人のいずれかに○をつけてください。)	法人	基本額 30万円 加算額 1万円 × (25) ①	合計	(200万円を超える場合、200万円)	
	個人	基本額 10万円			

2 振込先

金融機関名・支店名	口座番号							口座名義(カタカナ)
銀行 本店 ■ ■ 信金 農協 △△支店	普通	1	2	3	4	5	6	7 マルバ タクツウカ タ 化ヨトリツリヤ アヒカ タク ○×交通株式会社 代表取締役 旭川 太郎
	当座							

3 担当者

氏名	嵐山 次郎	所属部署	総務課	申請担当者の連絡先を記入してください。 (日中連絡の取れる連絡先)
住所	旭川市〇〇1-1			
電話番号	0166-12-3456	FAX	0166-12-3456	
E-mail	mail_address@marubatu.jp			

添付書類を忘れずに

- 【添付書類】
- 事業の許可を証するもの(許可書等)
 - 個人事業者の場合、振込先の通帳等の写し
 - 誓約書兼同意書

記載例(個人事業者)

様式第1号

令和2年 5月 日

申請日を記入

(宛先) 旭川市長

個人事業者の場合、
実印又は認印を押印
※シャチハタ不可

住 所 (所在地) 旭川市●●1-1

氏 名 (代表者名) ××タクシー

江丹別 五郎

印

旭川市公共交通事業者等緊急支援金交付申請書

旭川市公共交通事業者等緊急支援金交付要綱第4条に基づき、関係書類を添えて申請します。

1 支援金申請内容

所有するバス 又はタクシー 車両台数 (令和2年2月29日現在)	道路運送法上の区分			台数 台 台 台 台…①	
	ア 一般乗合旅客自動車運送事業（路線バス）				
	イ 一般貸切旅客自動車運送事業（貸切バス）				
	ウ 一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）				
	合 計		台…①		
支援金申請額 (法人又は個人のいずれかに○をつけてください。)	法 人	基本額 30万円 加算額 1万円×() ①	合 計	円 (200万円を超える場合、200万円)	
	個 人	基本額 10万円			

2 振込先

申請者名義の口座を記入してください。

金融機関名・支店名	口座番号							口座名義(カタカナ)
銀行 本店 ■ ■ 信金 農協 △△支店	普通	1	2	3	4	5	6	7
	当座							エタンベツ ゴロウ 江丹別 五郎

3 担当者

申請担当者の連絡先を記入してください。
(日中連絡の取れる連絡先)

氏 名	江丹別 五郎	所属部署	
住 所	旭川市●●1-1		
電話番号	080-1234-5678	F A X	0166-12-3456
E-mail	mail_address@taxi.jp		

【添付書類】 添付書類を忘れずに

- 事業の許可を証するもの（許可書等）
- 個人事業者の場合、振込先の通帳等の写し
- 誓約書兼同意書